

栃木市市民会議 全体会 会議要旨

日 時： 令和5年2月21日（火） 午後7時～8時

会 場： 栃木市役所 正庁

出席者数： 委員29名、事務局4名

1 開会

2 あいさつ

会 長：栃木市は平成の合併の際に地域自治制度を導入し、地区ごとに活動している。自治基本条例部会では、栃木市の地域自治制度の運用状況について中間報告としてまとめたので、皆さんのご意見を伺いたい。

3 議事

議題 自治基本条例部会中間報告書について

委員より報告

会 長：地域自治制度は平成の合併の際に、合併をより促進するためにできた制度である。市が大きくなって、地域と行政が離れてしまう危険を回避するとともに、地域が持っている歴史を新しい市の中に受け込ませて、市の一体感と地域の個性を大切にするというもの。栃木市の地域自治制度はその理念に従って進めているが、改善の余地はあるように思う。

質疑応答

委 員：6. 総括(3)まちづくり実働組織の交流会の開催の「各団体」というのは何を指すのか。また、(6)地域リーダーの活用と育成の「登用」という言い方は適さないのではないかと。

部会長：「各団体」はまちづくり実働組織そのものや、それを構成している団体を指している。また、「登用」という言い方については、若者にリーダーとして活動してほしいという思いを込めてそのようにしたが、検討したい。

委 員：若者が自殺しないように対策をしてほしい。

部会長：自殺の原因の一つに孤立があるため、地域で若者を積極的に取り込むことも対策となるのではないかと。

委 員：藤岡地域会議の地域予算の使い方について、渡良瀬遊水地関係のみであるのはなぜか。

会 長：地域自治制度の理念には、一体性を育むこと、地域の個性を磨くことの2つ

あるが、藤岡地域は後者であるように思う。

委員：観光だけではなく、高齢者のためなど、他の視点からも予算を使ってほしい。

部会長：今回、地域により取り組み内容が違うことがわかった。そのため、中間報告書の総括に情報交換が重要であるということを記載した。住民向けの地域づくりも大切であるのはおっしゃるとおり。

委員：6. 総括(5) 広報誌を通じた住民への情報発信に、広報誌については記載があるが、ローカルテレビ等の活用も検討したほうがよいと思う。

部会長：広報誌を読んでいない方がいることや、紙面が限られていることから、ケーブルテレビで5分間番組などを放送すると活動がわかりやすいのではないかな。また、それを Youtube で配信することで若い人にも見てもらえるのではないかな。

4 その他

事務局より連絡

栃木市自治基本条例の一部改正及び逐条解説書の改訂について【報告】

質疑応答

委員：国の法律がカバーしていないところを条例で定めることもできるのではないかな。その際に、「栃木市自治基本条例」第23条第3項で定める必要があるのではないかな。

事務局：カバーしていないところを定めた条例が「栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例」で、3月議会提出予定。

委員：その条例は「栃木市自治基本条例」第23条第3項が示すものではないということか。

事務局：「栃木市個人情報保護条例」を廃止し、令和5年4月から国の「個人情報の保護に関する法律」に則って運用することになる。「栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例」は補足的なものである。

委員：自治基本条例を制定している他の自治体がどのようにするのか調査してほしい。(※1)

委員：削除を求める権利が今までは認められていたが、改正後には認められないのか。

事務局：「利用停止等」に削除も含まれる。

委員：それはどこに記載されているのか。

事務局：「個人情報の保護に関する法律」に記載されている。(※2)

(※1)

自治基本条例やまちづくり基本条例を制定している県内9市のうち、本市の条文と類似する条文があるのは3市であった。そのうち2市については、施行条例を制定することから条文の削除はしないとのことである。1市については、現在は検討していないが、今後、検討する可能性があるということである。栃木市は下記の理由により、「栃木市自治基本条例」第23条第3項の削除を予定している。

現行の「栃木市個人情報保護条例」は「栃木市自治基本条例」第23条第3項から委任され、栃木市独自の条例として定めているが、令和5年4月1日より、国の「個人情報の保護に関する法律」が地方自治体にも適用されることとなった。法のもとでの全国共通の個人情報保護に係る統一基準を設けることとなり、栃木市が条例で定めることができる事項は法が委任または許容している事項のみとなる。よって、施行を予定している「栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例」は「栃木市自治基本条例」から委任されたものではなく、「個人情報の保護に関する法律」が委任する事項を定めるものである。

上記のことより、「栃木市自治基本条例」第23条第3項の条文は削除することが適切と考えた。

なお、「栃木市個人情報の保護に関する法律施行条例」で規定する主な内容は以下の3点である。

- ・法で定められた個人情報ファイル簿に準ずる帳簿の作成および公表（法第75条第5項）
- ・開示請求の手数料を無料とし、写しの実費負担を徴収する（法第89条第2項）
- ・栃木市情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項（法第129条）

栃木市独自の規定は無くなるが、引き続き、「栃木市自治基本条例」第23条第1項及び第2項の理念に基づく個人情報の適切な取扱いを行う。

(※2)

第35条第1項に「当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。」と記載がある。